

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月25日

香川県知事 池田豊人

## 香川県規則第7号

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則

香川県税条例施行規則（昭和29年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(収納の事務の受託者の事務)</p> <p><u>第9条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の5第2項に規定する指定公金事務取扱者（以下「指定公金事務取扱者」という。）は、納税者から徴収金を収納したときは、納税者に領収証書を交付し、その収納した徴収金を知事が別に定める日までに指定金融機関に払い込まなければならない。ただし、指定公金事務取扱者は、納税者から口座振替の方法により徴収金を収納したときは、領収証書の交付を省略することができる。</u></p> <p>2 <u>指定公金事務取扱者は、前項本文の規定により収納した徴収金を払い込むときは、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を作成し、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(税務出納員)</p>	<p><u>第9条 削除</u></p> <p><u>(収納の事務の委託基準)</u></p> <p><u>第9条の2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項に規定する規則で定める基準（同項第1号の地方税に係るものに限る。）は、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 普通地方公共団体の公金又は電気料金、ガス料金等の収納の事務を受託した実績があること。</u></p> <p><u>(2) 委託する収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足る事業規模を有し、かつ、経営状況が健全であること。</u></p> <p><u>(3) 収納した県税に係る事項を正確に記録し、及び県に遅滞なく報告することができ、かつ、収納した現金を指定金融機関に遅滞なく払い込むことができる技術的な基礎を有すること。</u></p> <p>(収納の事務の受託者の事務)</p> <p><u>第9条の3 地方自治法施行令第158条の2第1項の規定により県税に係る徴収金の収納の事務の委託を受けた者（以下「収納事務受託者」という。）は、納税者から徴収金を収納したときは、納税者に領収証書を交付し、その収納した徴収金を知事が別に定める日までに指定金融機関に払い込まなければならない。ただし、収納事務受託者は、納税者から口座振替の方法により徴収金を収納したときは、領収証書の交付を省略することができる。</u></p> <p>2 <u>収納事務受託者は、前項本文の規定により収納した徴収金を払い込むときは、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を作成し、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(税務出納員)</p>

第10条 略

- 2 略  
3 略

(1) 略

(2) 法第739条の5第1項又は第2項(これらの規定を同条第8項において準用する場合を含む。第20条において同じ。)の規定によって徴収し、又は滞納処分をした個人の市町民税に係る徴収金及び森林環境税に係る徴収金の収入並びに歳入歳出外現金の受入れに関する事務

(3)・(4) 略

4・5 略

(個人の県民税に係る徴収金又は森林環境税に係る徴収金の払込書の様式)  
第17条 条例第35条の規定によって市町が個人の県民税に係る徴収金又は森林環境税に係る徴収金を県に払い込む場合の払込書は、第54号様式による。

(個人の県民税及び森林環境税課税状況及び収入状況通知書の提出)  
第17条の2 法第739条の4第2項の規定によって個人の県民税に係る徴収金又は森林環境税に係る徴収金を払い込んだ場合には、市町長は、第54号様式の2による個人県民税及び森林環境税課税状況及び収入状況通知書を知事に提出しなければならない。ただし、施行令第57条の4の2第3項の規定による清算に係る場合における個人県民税及び森林環境税収入状況通知書は、第54号様式の3によるものとする。

(個人の県民税に係る市町長の報告書の様式)  
第18条 条例第36条第1項から第3項までの規定によって市町長が報告すべき文書の様式は、それぞれ次の各号に定めるところによる。  
(1)～(3) 略

(個人の県民税の欠損処分等の状況報告)  
第18条の2 市町長は、当該年度の個人県民税に係る欠損処分等の状況について第57号様式の2により当該年度の翌年度の4月30日までに知事に報告しなければならない。

(個人の県民税に係る徴収取扱費の計算書の様式)

第10条 略

- 2 略  
3 会計管理者は、県税事務所における次に掲げる事務を税務出納員(総務部税務課の税務出納員を除く。)に委任する。

(1) 略

(2) 法第48条第1項又は第2項の規定によって徴収し、又は滞納処分をした市町村民税に係る徴収金の収入及び歳入歳出外現金の受入れに関する事務

(3)・(4) 略

4・5 略

(個人の県民税に係る払込書の様式)  
第17条 条例第35条の規定によって市町村が個人の県民税に係る徴収金を県に払い込む場合の払込書は、第54号様式による。

(個人の県民税課税状況及び収入状況通知書の提出)  
第17条の2 法第42条第3項の規定によって個人の県民税を払い込んだ場合には、市町村長は第54号様式の2による県民税課税状況及び収入状況通知書を知事に提出しなければならない。ただし、施行令第8条第3項の規定による清算に係る場合における県民税収入状況通知書は第54号様式の3によるものとする。

(個人の県民税に係る市町村長の報告書の様式)  
第18条 条例第36条第1項から第3項までの規定によって市町村長が報告すべき文書の様式は、それぞれ次の各号に定めるところによる。  
(1)～(3) 略

(個人の県民税の欠損処分等の状況報告)  
第18条の2 市町長は、当該年度の個人県民税に係る欠損処分等の状況について第57号様式の2により当該年度の翌年度の4月30日までに知事に報告しなければならない。

(個人の県民税に係る徴収取扱費の計算書の様式)

第19条 条例第37条の規定によって市町長が個人の県民税の徴収取扱費の額を算定すべき計算書は、第58号様式による。

(個人の市町民税に係る徴収金及び森林環境税に係る徴収金の徴収及び滞納処分の状況の通知)

第20条 県税事務所の長は、法第739条の5第1項又は第2項の規定によって県の徴税吏員が個人の市町民税に係る徴収金及び森林環境税に係る徴収金を徴収したときは第59号様式による個人県民税、個人市町民税及び森林環境税徴収状況通知書を翌月10日までに、同条第1項の一定の期間が経過したときは第60号様式による個人県民税、個人市町民税及び森林環境税滞納処分状況通知書を遅滞なくその市町長に送付しなければならない。

(固定資産課税台帳に登録された価格等の通知書の様式)

第23条 条例第48条の規定によって市町長が知事に対して不動産の取得に係る通知をする場合の通知書は、第63号様式による。

#### 様式目次

第1号様式～第53号様式 略

第54号様式 個人県民税及び森林環境税払込書

第54号様式の2 個人県民税及び森林環境税課税状況及び収入状況通知書

第54号様式の3 個人県民税及び森林環境税収入状況通知書(清算)

第55号様式～第57号様式 略

第57号様式の2 個人県民税に係る欠損処分等の状況報告書

第58号様式 個人県民税徴収取扱費計算書

第59号様式 個人県民税、個人市町民税及び森林環境税徴収状況通知書

第60号様式 個人県民税、個人市町民税及び森林環境税滞納処分状況通知書

第60号様式の2～第115号様式 略

第19条 条例第37条の規定によって市町村長が個人の県民税の徴収取扱費の額を算定すべき計算書は、第58号様式による。

(個人の市町村民税に係る徴収金の徴収及び滞納処分の状況の通知)

第20条 県税事務所の長は、法第48条第1項又は第2項(これらの規定を同条第8項において準用する場合を含む。)の規定によって県の徴税吏員が個人の市町村民税に係る徴収金を徴収したときは第59号様式による個人別縣市町村民税徴収状況通知書を翌月10日までに、同条第1項の一定の期間が経過したときは第60号様式による縣市町村民税滞納処分状況通知書を遅滞なくその市町長に送付しなければならない。

(固定資産課税台帳に登録された価格等の通知書の様式)

第23条 条例第48条の規定によって市町村長が知事に対して不動産の取得に係る通知をする場合の通知書は、第63号様式による。

#### 様式目次

第1号様式～第53号様式 略

第54号様式 個人県民税払込書

第54号様式の2 県民税課税状況及び収入状況通知書

第54号様式の3 県民税課税状況及び収入状況通知書(清算)

第55号様式～第57号様式 略

第57号様式の2 個人県民税の滞納繰越分に係る欠損処分等の状況報告書

第58号様式 県民税徴収取扱費計算書

第59号様式 縣市町村民税徴収状況通知書

第60号様式 縣市町村民税滞納処分状況通知書

第60号様式の2～第115号様式 略

第3号様式、第5号様式(その3)及び第5号様式(その4)を次のように改める。

第3号様式（第3条関係、第14条の2関係）

（還付（充当等）通知書の表面）

様		裏面も必ずお読みください					
還付（充当等）通知書							
次のとおり、還付します（充当又は委託納付（入）しました）ので通知します。							
年 月 日 香川県県税事務所長 <span style="float: right;">印</span>							
支払通知書番号：							
1 還付金							2
年 度	期別（事業年度 始期）	税目等	既納付（入）額 ①（円）	納付すべき額 ②（円）	還付金額 ①-②（円）	還 付 金 発 生 事 由	還付加算金 ③（円）
申告区分	徴収番号（登録 番号）						
合 計							
還付金合計（A）			①-②+③				
3 還付金のうち、下記の未徴収金へ充当又は委託納付（入）した額							
年 度	期別（事業年度 始期）	申 告 区 分	徴 収 番 号 （登録番号）	税 目	本・延・ 加 の 別	充 当 等 額	充 当 等 年 月 日
充当等額合計（B）							
還付支払額（C）			(A)-(B)				

(還付(充当等)通知書の裏面)

**【還付・充当又は委託納付(入)の根拠となる法令】**

(過誤納金の還付) 地方税法第17条、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(以下「特別法人事業税法」という。)第11条、地方税法等の一部を改正する等の法律附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(以下「暫定措置法」という。)第13条及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第13条

(過誤納金の充当又は委託納付(入)) 地方税法第17条の2及び第17条の2の2、特別法人事業税法第14条並びに暫定措置法第16条

(還付加算金) 地方税法第17条の4、特別法人事業税法第11条、暫定措置法第13条及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第13条

(過誤納金等の充当又は委託納付(入)適状) 地方税法施行令第6条の14及び第6条の14の3、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令第7条並びに地方税法施行令等の一部を改正する等の政令附則第16条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令第7条

**【不服がある場合】**

この処分に関し不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。ただし、委託納付及び委託納入は処分に該当しないことから、不服申立ての対象ではないため、審査請求を行うことができません。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告(被告の代表者は香川県知事)として提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、以下の場合には裁決を経ないでも、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき
- ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

第5号様式 (その3) (第3条関係)

77		香川県税 納付書(納入済通知書)				通常払込料金 加入者負担	
加入者名	口座 記号 番号	合計 金額		円			
収納機 関 番 号	納付 番号	確認 番号	納付 区分				
納期限	年 月 日	課税 年度	年度	税目			
▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼							
34							
納税者住所氏名	様						
税 額	円	徴収番号					
延滞金	円	延滞金計算基準日					
収納代行会社	様						
コンビニ収納用	(御注意) 金額を訂正した場合、金融機関及びコンビニエンスストアでの納付はできません。						
			領収日付印				
			(香川県・コンビニ本部控)				

通常払込料金 加入者負担		納付書(原符)兼 払込金受領証			
加入者名					
口座 記号 番号					
納付番号					
確認番号	納付 区分				
税 額					
延滞金					
合計金額					
納期限	年 月 日				
納税者氏名	様				
徴収番号	領収日付印				
延滞金計算基準日					
[所管]	ゆうちょ銀行・郵便局では領収証書に換えて払込金受領証が交付されます。 この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・コンビニ店舗控)				

香川県税 領収証書			
納税者氏名	様		
年 度	年度	税 目	
納付番号	確認番号		
税 額	円		
延滞金	円		
合計金額	円		
納期限	年 月 日		
	延滞金計算基準日		
この領収証書は重要な証拠となりますから、大切に保管してください。			
[所管]		上記のとおり領収しました。	
		領収日付印	
		(納税者保管) 収入印紙不要	

第5号様式（その4）（第3条関係）

77 香川県税 納付書(納入済通知書)   通常払込料金加入者負担 									
加入者名	口座記号番号	合計金額		円					
取納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分						
納期限	年	月	日	課税年度	年度	税目			
▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼									
34									
納税者住所氏名	様								
税額	円	徴収番号							
延滞金	円	延滞金計算基準日							
取納代行会社									
コンビニ収納用	(御注意) 金額を訂正した場合、金融機関及びコンビニエンスストアでの納付はできません。								
領収日付印 (香川県・コンビニ本部控)									

通常払込料金加入者負担		納付書(原符)兼払込金受領証					
加入者名							
口座記号番号							
納付番号							
確認番号	納付区分						
税額							
延滞金							
合計金額	円						
納期限	年	月	日				
納税者氏名							
様							
徴収番号	領収日付印						
延滞金計算基準日							
[所管] ゆうちょ銀行・郵便局では領収証書に換えて払込金受領証が交付されます。この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・コンビニ店舗控)							

香川県税 領収証書					
納税者氏名					
様					
年 度					
納付番号					
確認番号					
税額	円				
延滞金	円				
合計金額	円				
納期限	年	月	日		
登録番号					
延滞金計算基準日					
上記のとおり領収しました。この領収証書は重要な証拠となりますから、大切に保管してください。					
領収日付印 (納税者保管) 収入印紙不要					
[所管]					

第45号様式中「**縣市町村民税**」を「**個人県民税、個人市町民税及び森林環境税**」に、「**市町村民税**」を「**個人市町民税及び森林環境税**」に改める。

第46号様式中「**県税（縣市町村民税）徴収金引継書**」を「**県税（個人県民税、個人市町民税及び森林環境税）徴収金引継書**」に、「**縣市町村民税**」を「**個人県民税、個人市町民税及び森林環境税**」に、「**市町村**」を「**市町**」に改める。

第54号様式中「**個人県民税**」を削る。

第54号様式の2から第60号様式までを次のように改める。

第54号様式の2（第17条の2関係）

年 月分個人県民税及び森林環境税課税状況及び収入状況通知書

1 課税状況（現年度課税）

区分	本 月 分	累 計	摘 要
個人市町民税	円	円	
個人県民税			
森林環境税			
計			

2 収入状況

区分	本月中の個人県民税・個人市町民税・森林環境税（令和5年度以前分にあつては、個人県民税・個人市町民税）に係る徴収金 ①		個人県民税の按分率 ②	①のうち個人県民税に係る徴収金 ③	①のうち森林環境税に係る徴収金 ⑥	①×② ④	前月までの払込過不足額 ④	差引払込額 ③±④	森林環境税の按分率 ⑤	①×⑤ ⑥	還付額 ⑦	還付金等返納額 ⑧	前月までの払込過不足額 ⑨	差引払込額 ⑥-⑦+⑧±⑨	摘要		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
現年度課税分	令和6年度以降	本税															
		延滞金															
		計															
	令和5年度以前	本税															
		延滞金															
		計															
滞納繰越分	令和6年度以降	本税															
		延滞金															
		計															
	令和5年度以前	本税															
		延滞金															
		計															
合計																	
払込場所										払込年月日							
年 月 日																	
香川県県税事務所長 殿															市町長		

備考

- 1 還付額の欄は、歳出還付により、払込額から控除する額を記載すること。
- 2 還付金等返納額の欄は、返納等により、払込額に加算する額を記載すること。

第54号様式の3（第17条の2関係）

年 月分個人県民税及び森林環境税収入状況通知書（精算）														
区 分	年 月末日までの個人県民税・個人市町民税・森林環境税（令和5年度以前分）に於ては、個人県民税・個人市町民税）に係る徴収金		個人県民税の按分率	①のうち個人県民税に係る徴収金	年 月末日までの払込済額	差引払込清算額	森林環境税の按分率	①のうち森林環境税に係る徴収金	還 付 額	還 付 金 等 返 納 額	年 月末日までの払込済額	差引払込清算額	摘 要	
	①	②	③	④	③-④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑥-⑦+⑧-⑨			
現年度課税分	令和6年度以降	本 税	円	円	円	円		円	円	円	円	円		
		延滞金												
		計												
	令和5年度以前	本 税												
		延滞金												
		計												
滞納繰越分	令和6年度以降	本 税												
		延滞金												
		計												
	令和5年度以前	本 税												
		延滞金												
		計												
合 計														
払 込 場 所							払 込 年 月 日							
年 月 日														
香川県県税事務所長 殿														
												市町長		

備考

- 1 本表は、払込精算のときに使用すること。
- 2 差引払込清算額の欄は、過不足を表示すること。不足額を今月分として払い込み、払込過となる場合は、当該年度分の以後の払込みのときに更に清算すること。

年度個人県民税調定額決定報告書

年 月 日現在

区分	均等割		所得割		計 税額 ①	左のうち			前年度課税に係る特別徴収の今年度徴収分 ④	前年度課税に係る特別徴収の今年度徴収分 ④
	納税義務者数	税額	納税義務者数	税額		特別徴収に係る税額	今年度課税に係る特別徴収の翌年度徴収分 ②	退職所得の分離課税分 ③		
個人県民税	人	円	人	円	円	円	円	円	円	(ア) 円
個人市町民税			( )							(イ)
森林環境税			( )							(ウ)
計										
特定按分率	(ア)					備考				
	(ア)+(イ)+(ウ)									
	(ウ)									
	(ア)+(イ)+(ウ)									
(ア)										
(ア)+(イ)										

上記のとおり香川県税条例第36条第1項の規定によって報告します。

年 月 日

香川県県税事務所長 殿

市町長

注意 所得割の納税義務者数の欄の（ ）は、退職所得の分離課税分に係る納税義務者数を内数で記入すること。

年度個人県民税調定額変更報告書

年 3月31日現在

区 分	当 初 調 定		当初調定額の増減内訳		変 更 調 定		左 の う ち		前年度課税に係る特別徴収の今年度徴収分 ③	按分率算出の基礎となる税額 ①-②+③	
	納税義務者数	税 額	増	減	納税義務者数	税 額 ①	特別徴収に係る税額	今年度課税に係る特別徴収の翌年度徴収分②			
個人県民税	均等割	人	円	円	円	人	円	円	円	円	(ア) 円
	所得割	( )				( )					
	計										
個人市町民税	均等割										(イ)
	所得割	( )				( )					
	計										
森林環境税											(ウ)
合 計											
按 分 率	$\frac{(ア)}{(ア)+(イ)+(ウ)}$						備 考				
	$\frac{(ウ)}{(ア)+(イ)+(ウ)}$										
	$\frac{(ア)}{(ア)+(イ)}$										

上記のとおり香川県税条例第36条第2項の規定によって報告します。

年 月 日

市町長

香川県県税事務所長 殿

- 注意 1 当初調定の欄は、個人県民税調定額決定報告書と符合すること。  
 2 納税義務者数の欄の（ ）は、退職所得の分離課税分に係る納税義務者数を内数で記入すること。  
 3 備考欄には、特別徴収義務者数及び特別徴収に係る納税義務者数を付記すること。

第57号様式（第18条関係）

年度個人県民税滞納状況報告書												年5月31日現在
区 分	滞 納 総 額 (イ)		徴 収 猶 予 分 (ロ)		換 価 の 猶 予 分 (ハ)		滞 納 処 分 執 行 停 止 分 (ニ)		差 引 滞 納 額 (イ)-(ロ)- (ハ)-(ニ)		備 考	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額		
令和6年度以降	現年度分	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円	
	滞納繰越分											
	計											
令和5年度以前	現年度分											
	滞納繰越分											
	計											
合 計												
参 考 事 項												
<p>上記のとおり香川県税条例第36条第3項の規定によって報告します。</p> <p>年 月 日</p> <p>香川県県税事務所長 殿</p> <p style="text-align: right;">市町長</p>												

備考

- 1 税額の欄は、個人県民税額、個人市町民税額及び森林環境税額の合計額（令和5年度以前分にあつては、個人県民税額及び個人市町民税額の合計額）について記載すること。
- 2 参考事項の欄には、県の徴税吏員による滞納処分についての要望事項、期間、時期等を記載すること。

第57号様式の2 (第18条の2 関係)

年度個人県民税に係る欠損処分等の状況報告書										年 3 月 31 日現在		
区 分		地方税法第15条の7第4項		地方税法第15条の7第5項		地方税法第18条第1項		欠損処分量計		按 分 率 (ホ)	個人県民税額 (ニ)×(ホ)	備 考
		人 員	税 額 (イ)	人 員	税 額 (ロ)	人 員	税 額 (ハ)	人 員	税 額 (イ)+(ロ)+(ハ) (ニ)			
現年度分	令和6年度以降	人	円	人	円	人	円	人	円		円	
	令和5年度以前											
滞納繰越分	令和6年度以降											
	令和5年度以前											
合 計												
上記のとおり香川県税条例施行規則第18条の2の規定によって報告します。 年 月 日 香川県県税事務所長 殿												市町長

備考 税額の欄は、個人県民税額、個人市町民税額及び森林環境税額の合計額（令和5年度以前分にあつては、個人県民税額及び個人市町民税額の合計額）について記載すること。

香川県県税事務所長 殿

市町長

年度個人県民税徴収取扱費計算書

1 徴収取扱費

対 象 条 項		徴収取扱費（個人県民税相当額）	円	備 考（内訳）
地方税法第47条第1項第1号				○納税義務者数 人 ○1人当たり徴収取扱費 円
同第2号 （過誤納金）	令和6年度以降			総額 円
	令和5年度以前			総額 円
同第3号 （還付加算金）	令和6年度以降			総額 円
	令和5年度以前			総額 円
同第4号（前納報奨金）				総額 円
同第5号（配当割等控除額）				
合 計		①		

2 交付時期、金額

交 付 時 期	7月（①×1/4）	10月（①×1/4）	1月（①×1/4）	4月（①×1/4）
交 付 金 額（円）				

（注）1 総額は、個人県民税額、個人市町民税額及び森林環境税額の合計額（令和5年度以前分にあつては、個人県民税額及び個人市町民税額の合計額）を記入すること。

2 7月、10月及び1月に交付する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、当該切り捨てた端数の合計額を4月の交付額に加える。

年 月 日

香川県県税事務所長 殿

市町長

年度個人県民税徴収取扱費変更計算書

1 徴収取扱費

対 象 条 項	徴収取扱費（個人県民税相当額） 円		備 考（内訳）
	変 更 前	変 更 後	
地方税法第47条第1項第1号			○納税義務者数 人 ○1人当たり徴収取扱費 円
同第2号 （過誤納金）	令和6年度以降		総額 円
	令和5年度以前		総額 円
同第3号 （還付加算金）	令和6年度以降		総額 円
	令和5年度以前		総額 円
同第4号（前納報奨金）			総額 円
同第5号（配当割等控除額）			
合 計		①	

2 交付時期、交付済金額

交 付 時 期	7 月	10 月	1 月	計
交付済金額（円）				②

3 今回4月分請求交付金額

金 \_\_\_\_\_ 円（①－②）

（注）総額は、個人県民税額、個人市町民税額及び森林環境税額の合計額（令和5年度以前分にあつては、個人県民税額及び個人市町民税額の合計額）を記入すること。

年度個人県民税、個人市町民税及び森林環境税徴収状況通知書													
取扱期間		自 年 月 日			調定年度	年度分	あん 按分率	個人県民税		令和6年度以降		%	
		至 年 月 日						令和5年度以前		%			
		森 林 環 境 税		%									
区 分		人 員	税 額	督促手数料	延滞金額	計		摘 要					
期間中の徴収金		人	円	円	円	円							
同上内訳	令和6年度以降	個人県民税			/								
		個人市町民税			/								
		森林環境税			/								
	令和5年度以前	個人県民税			/								
		個人市町民税			/								
個人市町民税に係る徴収金			払込年月日	年 月 日	金額	円							
添付書類		個人別個人県民税、個人市町民税及び森林環境税徴収明細書											
上記のとおり通知します。 年 月 日  市町長 殿												香川県県税事務所長	

備考 滞納処分に着手したものでその後に公売又は徴収したものについては、この通知書を添付すること。

(付表)

年度調定分		個人別個人県民税、個人市町民税及び森林環境税徴収明細書										市 町		
徴 番	収 号	納 税 義 務 者		期 別	令和6年度以降			令和5年度以前			督 促 手 数 料	合 計	徴 収 年 月 日	摘 要
		住 所	氏 名		税 額	延 滞 金	計	税 額	延 滞 金	計				
					円	円	円	円	円	円	円	円		
計														

第60号様式（第20条関係）

年度個人県民税、個人市町民税及び森林環境税滞納処分状況通知書										第 号
徴 収 番 号	納 税 義 務 者		年 度	期 別	滞 納 処 分 の 内 容					備 考
	住 所	氏 名			税 額		督促手数料	差 年 月 押 日	摘 要	
					令和6年度 以降	令和5年度 以前				
					円	円	円			

上記のとおり通知します。

年 月 日

市町長 殿

香川県県税事務所長

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第9条から第9条の3までの改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の第9条第1項及び第2項の規定の適用については、第1項中「指定公金事務取扱者（以下「指定公金事務取扱者」という。）」とあるのは「指定公金事務取扱者及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により徴収金の収納に関する事務を行わせることができることとされた香川県税条例の一部を改正する条例（令和6年香川県条例第23号）の施行の日の前日において同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により現に徴収金の収納の事務の委託を受けている者（地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）による改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定による指定を受けた者を除く。）（以下「指定公金事務取扱者等」という。））」と、「指定公金事務取扱者」とあるのは「指定公金事務取扱者等」と、第2項中「指定公金事務取扱者」とあるのは「指定公金事務取扱者等」とする。

3 改正後の第17条の2、第54号様式から第54号様式の3まで及び第56号様式から第57号様式の2までの規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税及び森林環境税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 改正前の第3号様式、第5号様式（その3）、第5号様式（その4）、第46号様式及び第54号様式による用紙は、当分の間、使用することができる。